

重要事項説明書

株式会社 アール・クラ

アール・クラ横浜

重要事項説明書

1 事業所の概要

- (1) 事業所名 アール・クラ横浜
- (2) 所在地 〒234-0056 横浜市港南区野庭町 610 野庭団地センター2-203
電話 045-374-6468
- (3) 管理者 山越 徹
業者指定番号 1463190295 横浜市
- (4) サービス提供地域 横浜市港南区・戸塚区・栄区・磯子区・南区
- (5) 事業概要 平成 30 年 10 月開設
 {現在行っている事業}
 ・訪問看護・介護予防訪問看護

2 営業日及び営業時間

営業日	月	火	水	木	金	土	日	祝
8 時 30 分～ 17 時 30 分	○	○	○	○	○	休	休	休

土、日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は、原則として訪問はお休みします。
24 時間対応の利用者はこの限りではありません。

3 事業所の職員体制

管理者 1 名 看 護 師 常勤 10 名
理学療法士 常勤 6 名 非常勤 1 名
作業療法士 常勤 1 名
言語聴覚士 常勤 1 名

4 サービスの内容

- (1) 訪問看護は、利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は、必要な診療の補助を行うサービスです。
- (2) 事業所は、居宅介護支援事業者から毎月提出される居宅サービス計画（ケアプラン）に沿ってサービスを提供します。
- (3) 事業所は、主治医の発行する「訪問看護指示書」「精神科訪問看護指示書」等の指示に従ってサービスを提供します。
- (4) サービスにあたっては、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

5 サービス提供の記録

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に必要事項を記入します。

- (2) 事業所は、「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目的達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成して、利用者に説明の上、提出するとともに、居宅介護支援事業者と情報共有します。
- (3) 事業所は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完了後 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

6 サービス提供責任者 / ご相談窓口・苦情対応

- (1) サービス提供責任者は次の通りです。サービスについてご相談や苦情がある場合にはどんなことでもお寄せ下さい。

氏名： 山越 徹

連絡先：045-374-6468

公的機関においても、次の機関(高齢・障害支援課)にてお問い合わせ、苦情の申し立て等ができます。(受付時間：8:30～17:15 土日祝祭日・年末年始除く)

港南区役所：045-847-8495

戸塚区役所：045-866-8452

栄 区役所：045-894-8547

南 区役所：045-341-1138

磯子区役所：045-750-2494

かながわ福祉サービス運営適正化委員会：045-311-8861

横浜市高齢者施設等苦情相談等受付窓口運営事業 はまふくコール

☎ 045-263-8084

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係

☎ 045-329-3447

☎ 0570-022110 (苦情用)

- (2) サービスを行う主な担当者は、次の通りです。

職名： _____

氏名： _____

7 利用者負担

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は別紙「料金表」の通り、法令に従って請求します。なお、この重要事項説明書の同意によって、利用料金に関する同意を得られたものとします。
- (2) この金額は、医療保険及び介護保険の法定利用料に基づく金額です。保険外サービスとなる場合には全額自己負担となります。
- (3) 利用者負担金は毎月月末締めとし、翌月 1 2 日以降に請求いたしますので、指定の方法でお支払ください。口座振替の方は、2 6 日前後に引落としとさせていただきます。
- (4) 利用者負担金は原則銀行口座引落としとなります。

8 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。キャンセル料はいただいております。

連絡先：045-374-6468

9 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止の為の指針の整備を行います。
- (3) 虐待防止の為の定期的な研修の実施を行います。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置します。

10 損害賠償と事故の対応

事業所はサービスの提供にあたって、安全に行うよう十分に注意し、事故防止に努めます。万が一、利用者やご家族に怪我を負わせた場合、財産を損壊した場合には速やかに応急手当をし、損害を賠償いたします。

ただし、自らの責に帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

11 緊急時の対応

サービス提供時にあたり利用者に事故や体調の急変が生じた場合には、事前の打ち合わせにもとづいて、家族・主治医・救急機関などに連絡します。

医療機関など	医療機関名	
	主治医氏名	
緊急連絡先	連 絡 先	
	氏 名	
	連 絡 先	
	氏 名	
	連 絡 先	

12 個人情報の利用

別添の個人情報使用同意書のとおり、個人情報の取り扱いについて条項に従い順守します。なお、この重要事項説明書の同意によって、個人情報使用に関する同意を得られたものとします。

13 サービスに係る加算の算定

別添の訪問看護サービスに係る加算説明同意書のとおり、サービスに係る加算の算定について説明し同意に基づいて算定します。なお、この重要事項説明書の同意によって、サービスに係る加算に関する同意を得られたものとします。

14 訪問日程の調整

- (1) 訪問の日時は利用者、事業所の双方の同意とともに、担当のケアマネジャー等と連携し各種介護・医療サービスの利用状況を考慮して決定、調整するものとします。
- (2) 台風や降雪、路面の凍結などの自然災害や天候状況によって、訪問の安全確保等の為やむを得ず訪問時間の調整や休止が必要と判断された場合、担当者より連絡しますのでご理解ご協力をお願いいたします。
- (3) 上記(2)やその他事情（感染症等を含む）により、訪問日程の変更及び通常訪問する職員以外での代行訪問をお願いすることがあります。できる限り利用者の継続・安定したサービスの提供のためにご理解とご協力をお願い致します。

15 その他

- (1) 看護師等に対する贈り物や食事等のもてなしは、御遠慮させていただいております。
- (2) 訪問看護サービスはかかりつけ医の指示を受けて実施されます。利用者には月1回以上の（もしくは医師に指示された期間での継続的な）通院または往診及び訪問診療を受けていただき、医師からの「訪問看護指示書」（1～6か月ごと）が必要となります。
*発行料 300 点（医療保険 1 割負担 300 円）がかかります。
- (3) 訪問看護指示書が発行されている期間に、何らかの理由によってその該当月すべてのサービス利用を停止または一時的に中止する場合は、利用者から主治医への連絡をお願いいたします。
- (4) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び報告書の作成について、看護師との連携をとっての制作が必要となるため、当事業所看護師が計画作成の為に1度訪問いたします。その後は、計画作成の為に通常1か月に1回（少なくとも3か月に1回）又は、体調・環境の変化があった場合には都度、看護師が訪問致します。
- (5) 理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに理学療法士等が訪問しておりますことをご了承ください。

サービス契約にあたり上記のとおり説明しました。

令和 年 月 日

（事業所）横浜市港南区野庭町 610 野庭団地センター2-203

アール・クラ横浜

管理者： 山越 徹

説明者： _____

サービス契約にあたり上記のとおり説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

（利用者）氏名： _____

（代理人）

私は、本人に代わり上記署名を行いました。

住所： _____

氏名： _____

本人との関係： _____

個人情報利用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次の記載するところにより、必要な範囲内で使用することに同意します。

記

<個人情報保護の趣旨>

当社が保有するご利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

<個人情報利用範囲>

ご利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

1. 利用目的

（１）利用者へのサービス提供、介護保険請求事務、各事業所の管理運営事務、並びにその他訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、居宅介護支援及び福祉用具販売・貸与等介護サービス（介護予防サービスを含む）提供に係る一切の業務のため。

（２）その他上記に付帯関連する業務のため

上記利用目的の範囲内に含まれる具体的な業務の例については、次のとおりです。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用にかかわる管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- 当社サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- 当社の職員研修などにおける資料のため
- 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する
- 当社が守秘義務契約を締結している第三者に限り利用する

2. 利用する事業所の範囲

訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業者、介護サービス事業者、主治医、医療機関、民生委員、集金代行業者、委託業者、保険者とします。

3. 利用する期間

契約書に定める第２条（契約の有効期間）と同じ取扱いとなります。ただし、法令上義務付けられている場合や、行政・保険者その他公的機関からの依頼があった場合にはその期間を超えて情報提供等の利用をさせて頂く場合があります。

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要な範囲内とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう、最新の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手側、内容等の経過を記録しておくこと。
- (3) 個人情報保護法を遵守すること。

以上

個人情報の使用にあたり上記のとおり説明しました。

令和 年 月 日

サービス提供事業所

所在地 横浜市港南区野庭町 610 野庭団地センター2-203

名 称 アール・クラ横浜

訪問看護サービスに係る加算説明同意書

□ 特別管理加算【医療・介護】

特別な管理を要する利用者に対し計画的な管理を行った場合に加算されます。

□特別管理加算（Ⅰ） 介護保険 500 単位 医療保険 5,000 円	□特別管理加算（Ⅱ） 介護保険 250 単位 医療保険 2,500 円
☐ 在宅麻薬等注射指導管理 ☐ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ☐ 在宅強心剤持続投与指導管理 ☐ 在宅気管切開患者指導管理 ☐ 気管カニューレを使用している状態 ☐ 留置カテーテルを使用している状態	☐ 在宅自己腹膜環流指導管理 ☐ 在宅酸素療法指導管理 ☐ 在宅血液透析指導管理 ☐ 在宅中心静脈栄養法指導管理 ☐ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ☐ 在宅自己導尿管理 ☐ 在宅人工呼吸指導管理 ☐ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ☐ 在宅自己疼痛管理指導管理 ☐ 在宅肺高血圧症患者指導管理 ☐ 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 ☐ 真皮を超える褥瘡の状態 ☐ 点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

□ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）【介護】1 回 3 単位

看護師による訪問の場合 1 回 3 単位

理学療法士等による訪問の場合 20 分 1 回として算定 3 単位（60 分の場合 3 回として算定 9 単位）

訪問看護サービスの質の向上および提供体制の充実のため、訪問看護を提供する全ての場合に加算されます。

□ 初回加算Ⅰ【介護】350 単位

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を提供した場合に加算されます。

□ 初回加算Ⅱ【介護】300 単位

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。

また、要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

※医療保険の場合、初回加算はありません。

□ 複数名訪問加算Ⅰ 4,500 円【医療】

30 分未満 254 単位 / 30 分以上 402 単位【介護】

2 人の看護師等が同時に指定訪問看護を行う場合に加算されます。

□ 複数名訪問加算Ⅱ 3,000 円【医療】

30 分未満 201 単位 / 30 分以上 317 単位【介護】

看護師等と看護補助者が同時に指定訪問看護を行う場合に加算されます。

- **24 時間対応体制加算 6,800 円【医療】 緊急時訪問看護加算 600 単位【介護】**
利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあり、必要に応じ緊急訪問看護を行う体制にある場合に 1 月に 1 回加算されます。
- **退院時共同指導加算 8,000 円【医療】 600 単位【介護】**
保険医療機関、介護老人保健施設もしくは介護医療院を退院前に、在宅生活についてカンファレンスを行った場合、退院退所後の初回訪問看護の際に 1 回（特別な場合 2 回）加算されます。
- **退院時支援指導加算 6000 円【医療】**
保険医療機関から退院する利用者に対して、退院日に在宅療養上必要な指導を行った場合に算定する加算です。
- **ターミナルケア療養費 25,000 円【医療】 2,500 単位【介護】**
在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（回）以上、看取り（ターミナルケア）を行った場合に加算されます。
- **情報提供療養費 1,500 円【医療】**
病院等に入院された場合には、必要に応じて情報提供をさせて頂く事があります。その際には情報提供療養費が利用料に加算されます。
- その他、心身状態の変化に合わせサービスの変更等を計画し各種加算の対象となった場合には適宜説明と同意の上、利用料に加算されます。
- 理学療法士等の訪問は看護業務の一環であり看護師の代わりに訪問しております。訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護師による訪問が別に必要となります。
- 在宅での永眠時には看護師によるエンゼルケアをご利用頂けますが保険の適用がありません。ご希望をお伺いした上でご利用された際には、自費負担分が発生致しますのでご了承下さい。
- その他別添の介護保険及び医療保険における加算又は療養費について適宜算定する場合があります。

訪問看護サービスに係る加算等の算定にあたり上記のとおり説明しました。

令和 年 月 日

サービス提供事業所

所在地 横浜市港南区野庭町 610 野庭団地センター2-203

名 称 アール・クラ横浜